

No. 51

制 度 名	子どものための教育・保育給付費負担金等	主管課名	子ども未来課 企画・幼稚園 G		
		問合せ先	029-301-3252		
目的・趣旨	保育所、認定こども園、新制度幼稚園等幼児教育・保育施設利用者への支援（幼児教育・保育無償化に係る公費負担分を含む）。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 認定こども園（教育認定者こどもについては一部地方単独補助により対応） ・ 新制度幼稚園（一部地方単独補助により対応） ・ 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内型保育事業等） </p> <p>[補助要件等] 子ども・子育て支援法に基づく負担金</p> <p>[対象経費] <ul style="list-style-type: none"> ・ 公定価格と利用者負担額の差額を公費で負担 ・ 令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、国制度に基づき、従来保護者の負担となっていた経費について公費で負担 </p> <p>[補助限度額等] <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の算定基準（内閣府告示）等により算定した額を負担 </p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		1/2	1/4	1/4	—
〔令和 8 年度当初予算額〕 20,228,823 千円		〔令和 8 年度補助対象団体〕 全市町村予定			
〔備考〕					